

スプリンクラー設備 自動火災報知設備 等の設置基準が改正されました

◆背景

平成 24 年 5 月 13 日、広島県福山市のホテル火災で死者 7 名・負傷者 3 名。また平成 25 年 2 月 8 日、長崎市の認知症高齢者グループホーム火災で死者 5 名・負傷者 7 名。さらには平成 25 年 10 月 11 日福岡市の診療所火災において死者 10 名・負傷者 5 名の犠牲者が発生したこと等により、法令改正に至ったものです。

◆改正内容①：スプリンクラー設備の設置基準の強化

消防法施行令別表第 1 中の 6 項口に掲げる防火対象物又はその部分については、従前は延べ面積 275㎡以上から設置義務がありましたが、この改正により面積に関係なくスプリンクラー設備の設置が必要となりました。（「総務省令で定める構造を有するもの」又は一部の「介護がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のもの」は除かれます。）

◆改正内容②：自動火災報知設備の設置基準の強化

面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要な防火対象物又はその部分に次表のものが追加されました。

令 別 表 第 一	<ul style="list-style-type: none">・ 5 項イ（旅館・ホテル等）・ 6 項イ（病院・診療所等）の内、入院施設のあるもの（有床診療所）に限る・ 6 項ハ（6 項口以外の老人福祉施設等）の内、利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る
-----------------------	---

◆改正内容③：消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

令別表第一中、6 項口又は 6 項口部分が存するものに設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器と連動して起動することが義務付けられました。

公布された日：平成 25 年 12 月 27 日

施行される日：平成 27 年 4 月 1 日

既存防火対象物への既存遡及の猶予期間：平成 30 年 3 月 31 日まで

お問い合わせ

大分市消防局 予防課 指導担当班 097-532-3199

各消防署 予防査察担当班

中央消防署 097-532-2108 東消防署 097-527-2721

南消防署 097-586-1230